

6 地区社会福祉協議会活動総合支援事業について

◆事業のポイント

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）が地域の実情に応じて選択できる形態とし、地区社協の独自性、自主性を支援します。

既に当該地区で実施している事業もあると思いますので、本事業の対象になるかのご確認をいただき、詳細については本会地域福祉課、各総合福祉センター地域福祉係にお問い合わせください。※全事業を実施するものではありません。

◆助成金交付について

1 地区社協に助成金を交付します。

対象事業によって様式や限度額が異なりますので、ご確認ください。

（1）組織強化事業・広報啓発事業・地域実践事業

次の書類提出をお願いします。〔随時受付〕

助成金申請書（様式1）、助成金請求書（様式2）、報告書（様式3-1、3-2、3-3）収支決算書（様式4）の提出をお願いします。

※事業実施後に申請書類の提出をお願いします。

※参加者数は、本会職員を除いた人数で申請をお願いします。

（2）先駆的提案事業

次の書類提出をお願いします。〔随時受付〕

助成金申請書（様式5）、収支予算書（様式6）

交付決定後に請求書（様式7）、事業実施後に実施報告書（様式8）、収支決算書（様式9）、事業成果のわかるもの（写真等）の提出をお願いします。

次頁につづく

(3) 見守り活動支援助成事業

次の書類提出をお願いします。〔随時受付〕

計画・申請書（様式10）

交付決定し、事業実施後に請求書（様式11）、実施報告書（様式12）、
収支決算書（様式13）、事業成果のわかるもの（写真等）の提出を
お願いします。

(別表)

地区社会福祉協議会活動総合支援事業 助成対象事業及び限度額

区分	対象事業内容	助成金	
		限度額	備考
組織強化事業	① [地区社協役員研修]	◇1 地区実施 30,000 円以内	
		◇2 地区合同実施 1 地区 15,000 円以内	
◇3 地区合同実施 1 地区 12,000 円以内			
◇4 地区以上合同実施 1 地区 10,000 円以内			
	事業経費 ×1/2 (1 回限り)		
	② [小地域福祉活動計画策定] 内容：小地域福祉活動計画の検討と策定	30,000 円以内	事業経費×10/10
広報啓発事業	③ [地域福祉研修会] 内容：愛の訪問協力員やとなり組福祉員等を対象とした研修会	20,000 円以内 (1 回あたり)	200 円/人 (1 地区 3 回迄)
	④ [福祉講演会] 内容：福祉に関連したテーマの講演会	30,000 円以内 (1 回あたり)	300 円/人 (1 地区 3 回迄)
	⑤ [地域福祉座談会] 内容：地域住民を対象とした座談会	15,000 円以内 (1 回あたり)	200 円/人 (1 地区 3 回迄)
地域実践事業	⑥ [障がい者福祉推進事業] 内容：地域ぐるみ（地区社協・地区身障協会・障がい者福祉施設等の共催）で行う地域住民と障がい者等との交流事業	20,000 円以内 (1 回限り)	500 円/人
	⑦ [地域ボランティア活動] 地域ボランティア育成事業 ボランティアスクール（小中学生）等	15,000 円以内 (1 回あたり)	200 円/人 (1 地区 3 回迄)
	⑧ [地域福祉活動学習事業] 地区社協事業の体験活動・福祉学習	20,000 円以内 (1 回限り)	200 円/人
	⑨ [その他の実践活動の取り組み] ・福祉マップ作成の取り組み ・世代間交流事業（地域伝承活動）等 ・地域での交流事業等 ・上記に該当しない地域での福祉活動	20,000 円以内 (1 回あたり)	200 円/人 (1 地区 3 回迄)
先駆的提案事業	上記以外の先駆的・提案的な事業で、鳥取市社会福祉協議会会長が認めた事業（本会地域福祉課、各総合福祉センター地域福祉担当と企画・立案段階から協働で連携を図ることを必須とする）	100,000 円以内	事業経費×10/10
見守り活動支援 助成事業	対象：見守りが必要な高齢者、障がい児者 条件：年 6 回以上実施 （本会地域福祉課、各総合福祉センター地域福祉担当と企画・立案段階から協働で連携を図ることを必須とする）	100,000 円以内	100 円/人 (対象者・年間延べ人数)

